

# 深夜電力〔限定〕

（低圧電気供給実施要綱）

2026 年 11 月 1 日実施

# 深夜電力〔限定〕

## 目 次

|    |           |    |
|----|-----------|----|
| I  | 本 則       | 1  |
| 1  | 適用条件      | 1  |
| 2  | 実施要綱の変更   | 3  |
| 3  | 契約種別および料金 | 4  |
| 4  | その他       | 9  |
| II | 実施細目      | 11 |
| 1  | 適用条件      | 11 |
| 2  | 契約種別および料金 | 11 |
| 附  | 則         | 12 |
| 別  | 表         | 13 |

# I 本 則

## 1 適用条件

(1) この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、一般送配電事業者（青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下，一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて小型機器を使用する需要で，次のいずれかに該当し，当社との協議が整った場合に低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

イ 3（契約種別および料金）(1)の深夜電力Aの適用を希望される場合

(イ) 次のいずれかに該当する需要であること。

a この実施要綱実施の際現に低圧電気供給実施要綱の深夜電力〔限定〕（2025 年 4 月 1 日実施。以下「旧実施要綱」といいます。）に定める深夜電力Aの適用を受けている場合

b この実施要綱適用の際現に選択約款の深夜電力Aおよび深夜電力Bに定める深夜電力Aまたは低圧電気供給実施要綱の深夜電力〔限定〕に定める深夜電力Aにかかわる供給設備が設置されており，かつ，需給契約が消滅している需要場所で新たに電気を使用される場合

(ロ) お客さまが1年を通じて深夜電力Aの適用を希望されること。

(ハ) 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り，温水のために小型機器を使用する需要であること。

(ニ) 小型機器の総入力が 0.5 キロワット以下であること。

ロ 3 (契約種別および料金) (2)の深夜電力Bの適用を希望される場合

(イ) 次のいずれかに該当する需要であること。

a この実施要綱実施の際現に旧実施要綱に定める深夜電力Bの適用を受けている場合

b この実施要綱適用の際現に選択約款の深夜電力Aおよび深夜電力Bに定める深夜電力Bまたは低圧電気供給実施要綱の深夜電力〔限定〕に定める深夜電力Bにかかわる供給設備が設置されており、かつ、需給契約が消滅している需要場所で新たに電気を使用される場合

(ロ) お客さまが1年を通じて深夜電力Bの適用を希望されること。

(ハ) 毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、小型機器を使用する需要であること。

(ニ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ハ 3 (契約種別および料金) (3)の深夜電力Cの適用を希望される場合

(イ) 次のいずれかに該当する需要であること。

a この実施要綱実施の際現に旧実施要綱に定める深夜電力Cの適用を受けている場合

b この実施要綱適用の際現に選択約款の深夜電力Cまたは低圧電気供給実施要綱の深夜電力〔限定〕に定める深夜電力Cにかかわる供給設備が設置されており、かつ、需給契約が消滅している需要場所で新たに電気を使用される場合

(ロ) お客さまが1年を通じて深夜電力Cの適用を希望されること。

(ハ) 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、小型機器を使用する需要であること。

(ニ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。

## 2 実施要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この実施要綱を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの実施要綱を変更いたします。

なお、この実施要綱を変更するまでの間、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの実施要綱を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この実施要綱を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、この実施要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によ

りお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともしない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

### 3 契約種別および料金

#### (1) 深夜電力A

##### イ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。

##### ロ 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

- (イ) 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を、契約上電気を使用できる時間（以下「深夜電力Aの契約使用時間」といいます。）といたします。
- (ロ) 当社は、供給設備の状況により、(イ)の使用開始時刻および使用終了時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、深夜電力Aの契約使用時間の延長または短縮は行ないません。この場合、変更後の使用開始時刻から使用終了時刻までの時間を深夜電力Aの契約使用時間といたします。
- (ハ) 深夜電力Aの契約使用時間以外の時間は、当該一般送配電事業者等

は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

## ハ 契約電力

契約電力は、標準約款 4（単位および端数処理）(1)および標準約款 14（契約電流，契約電力および契約容量）(2)にかかわらず，0.5 キロワットといたします。

## ニ 料 金

料金は，1 月につき次の金額および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

|         |              |
|---------|--------------|
| 1 契約につき | 3,088 円 13 銭 |
|---------|--------------|

## (2) 深夜電力 B

### イ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流

3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ロ 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

- (イ) 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を、契約上電気を使用できる時間（以下「深夜電力Bの契約使用時間」といいます。）といたします。
- (ロ) 当社は、供給設備の状況により、(イ)の使用開始時刻および使用終了時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、深夜電力Bの契約使用時間の延長または短縮は行ないません。この場合、変更後の使用開始時刻から使用終了時刻までの時間を深夜電力Bの契約使用時間といたします。
- (ハ) 深夜電力Bの契約使用時間以外の時間は、当該一般送配電事業者等は、適当な装置を用いて電気の供給を原則として断絶いたします。

#### ハ 契約電力

契約電力は、標準約款 14（契約電流、契約電力および契約容量）(2)にかかわらず、原則として需要場所に設置されている開閉器の定格電流または負荷設備の容量（入力）等にもとづき、標準約款附則 2（契約容量および契約電力にかかわる特別措置）(3)ロ(ロ)に準じて定めます。この場合、需要場所に設置されている負荷設備等は、標準約款附則 2（契約容量および契約電力にかかわる特別措置）に定める契約負荷設備に準じて取り扱います。

#### ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イ

によって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 契約電力 1 キロワットにつき | 388 円 71 銭 |
|-----------------|------------|

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 28 円 93 銭 |
|-------------|-----------|

(3) 深夜電力 C

イ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ロ 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

(イ) 毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間を、契約上電気を使用できる時間（以下「深夜電力 C の契約使用時間」といいます。）といたします。

す。

(ロ) 当社は、供給設備の状況により、(イ)の使用開始時刻および使用終了時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、深夜電力 C の契約使用時間の延長または短縮は行ないません。この場合、変更後の使用開始時刻から使用終了時刻までの時間を深夜電力 C の契約使用時間といたします。

(ハ) 深夜電力 C の契約使用時間以外の時間は、当該一般送配電事業者等は、適当な装置を用いて電気の供給を原則として断絶いたします。

## ハ 契約電力

契約電力は、標準約款 14（契約電流、契約電力および契約容量）(2)にかかわらず、原則として需要場所に設置されている開閉器の定格電流または負荷設備の容量（入力）等にもとづき、標準約款附則 2（契約容量および契約電力にかかわる特別措置）(3)ロ(ロ)に準じて定めます。この場合、需要場所に設置されている負荷設備等は、標準約款附則 2（契約容量および契約電力にかかわる特別措置）に定める契約負荷設備に準じて取り扱います。

## ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離

島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 契約電力 1 キロワットにつき | 289 円 71 銭 |
|-----------------|------------|

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 28 円 35 銭 |
|-------------|-----------|

#### 4 そ の 他

- (1) 他の低圧電気供給実施要綱、特定小売供給約款または選択約款に規定する契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 需要場所における負荷設備等を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (4) 当社は、深夜電力 A、深夜電力 B または深夜電力 C それぞれの契約使用時間（以下「この実施要綱の契約使用時間」といいます。）以外の時間の電気の使用を確認した場合には、標準約款 31（違約金）により違約金を申し受けることがあります。

また、この場合、お客さまにこの実施要綱の契約使用時間以外の時間の電気の使用について警告しても改めないときは、標準約款 39（解約等）(1)へにより需給契約を解約することがあります。

- (5) 標準約款 38（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- (6) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (7) この実施要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

## Ⅱ 実 施 細 目

### 1 適 用 条 件

- (1) 深夜電力Aのお客さまが深夜電力Bまたは深夜電力Cに需給契約を変更することはできません。
- (2) 深夜電力Bのお客さまが深夜電力Aまたは深夜電力Cに需給契約を変更することはできません。
- (3) 深夜電力Cのお客さまが深夜電力Aまたは深夜電力Bに需給契約を変更することはできません。

### 2 契約種別および料金

この実施要綱の契約使用時間を区分し、またはこの実施要綱の契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

# 附 則

## 1 実 施 期 日

この実施要綱は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

## 2 災害救助法が適用された場合等の料金割引に係る特別措置

標準約款附則 3（災害救助法が適用された場合等の特別措置）(2)イにいう割引の対象は、深夜電力 A の場合は、本則 3（契約種別および料金）(1)ニによって料金として算定された金額（再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。

## 3 この実施要綱の実施にともなう切替措置

この実施要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 21（料金の算定）および標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

# 別 表

## 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

深夜電力Aの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

## 2 燃料費調整

### (1) 標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニ(イ)に定める燃料費調整額

深夜電力Aの燃料費調整額は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

### (2) 標準約款別表2（燃料費調整）(2)イに定める基準単価

深夜電力Aの基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

|         |               |
|---------|---------------|
| 1 契約につき | 19 円 69 銭 0 厘 |
|---------|---------------|

## 3 離島ユニバーサルサービス調整

### (1) 標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニ(イ)に定める離島ユニバーサルサービス調整額

深夜電力Aの離島ユニバーサルサービス調整額は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

### (2) 標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(2)イに定める離島基準単価

深夜電力Aの離島基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

|         |          |
|---------|----------|
| 1 契約につき | 11 銭 0 厘 |
|---------|----------|